

加茂川の水利権や 水利使用の現状

水問題に関する協議会 第3回幹事会

平成23年3月24日

愛媛県土木部河川港湾局河川課

水利権とは (1)

河川の流水(1)の一部を取水し、農業や水道、工業用水等の事業目的で排他的(2)に利用することができる権利。

現行法では、河川法第23条に基づく河川管理者(二級河川加茂川:愛媛県)の許可により付与。

➡ 取水できる水量は、事業者から10年ごとに、今後の需要予測等を河川管理者に提出させ設定しており、必要以上に無駄な取水は認めていない。

河川法第23条(流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

水利権とは（２）

河川の流水（ １ ）

- 以下の２種類が含まれる。

ダムが存在しない自然の状態で、取水日に本来流れていたはずの河川の水量。

取水権者が、自ら建設に参画したダムに、取水日より前に発生した洪水等の水を貯めておき、取水のためにダムから放流する水量。

排他的（ ２ ）

- 認められた権利量の範囲内においては、他人に干渉されないことを言う。

水利権とは（３）

ダムによる利水の場合、「水利権」（流水の占用）の構成要素は、「取水権」と「貯留権」に分けられる。

「貯留権」とは、取水権者が自らの事業目的のために必要な水を365日・安定的に河川から取水できるよう、自ら建設に参画したダムに、あらかじめ洪水等の水を貯留する権利。

水利権とは（４）

「貯留権」は、ダム参画により初めて貯留が可能となった水であるため、排他的な利用が認められる。

このため、仮に貯留量と現在の取水量との間に乖離が生じていたとしても、河川管理者でも放流を要求できない。

（ダム参画者が持つ財産権の価値の保護）

【河川法逐条解説】

貯留権者は、貯留した流水については、その許可に際して特別の条件を附されない限り、これを取水の用に供し、又はその貯留をさらに継続するの自由を有する。流水の使用についての優先順位が貯留権者より一般に上位にある他の水利権者又は漁業権者若しくは入漁権者といえども、適法に貯留された流水の放流を貯留権者に要求する権利はない。

加茂川の水利権の状況



黒瀬ダム

【間接流域: 75km²】

流量が最大4.0m³/sまではダムに流入せず、
兔之山発電所を経由して加茂川に放流される

【直接流域: 25km²】

流量が全てダムを経由して流れる



兔の山(農水)

0.3m³/s(6/6 ~ 9/30)
0.2m³/s(10/1 ~ 6/5)



西条工水(工水)

1.088m³/s(通年)



神戸橋一部(農水)

1.703m³/s(6/1 ~ 9/30)
0.425m³/s(10/1 ~ 5/31)



西条市大町(農水)

0.992m³/s(5/1 ~ 9/30)
0.480m³/s(10/1 ~ 4/30)



(株)クラレ(工水: 伏流水)

1.113m³/s(通年)

水利権許可の判断基準

公共の福祉の
増進

実行の确实性

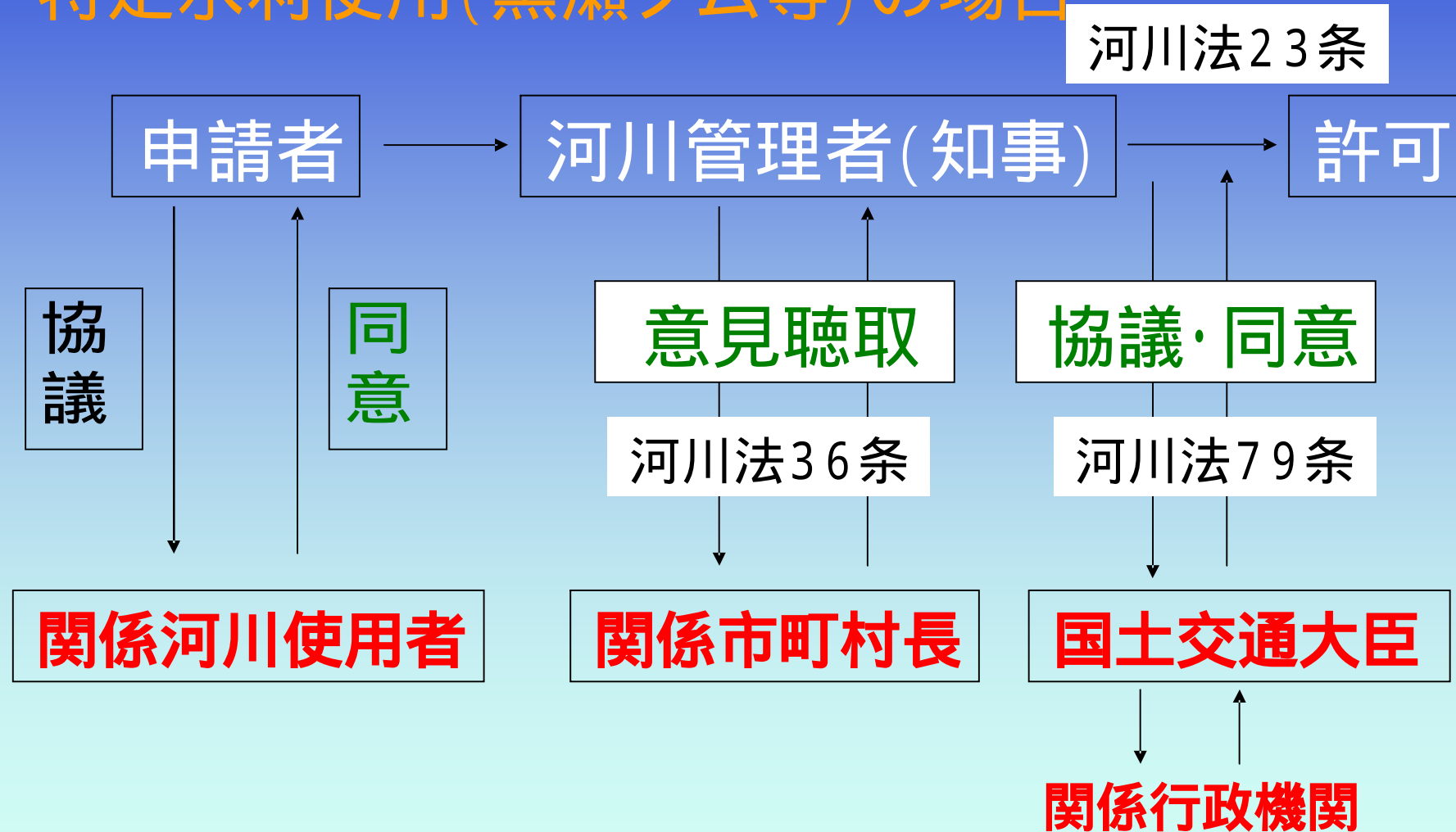


河川流量と
取水量との関係

公益上の支障
の有無

水利権許可の手続き(フロー図)

特定水利使用(黒瀬ダム等)の場合



特定水利使用とは

発電のためにするもの(~ 以外の水利使用
に従属する発電を除く)【黒瀬 大保木、 兎之山の
各発電所】
は平成23年3月1日政令改正により追加

水道用水で、取水量 $2,500\text{m}^3/\text{日}$ 以上又は給水人口
10,000人以上

鉱工業用水で、取水量 $2,500\text{m}^3/\text{日}$ 以上【西条工水、
(株)クラレ】

かんがい用水で、取水量 $1\text{m}^3/\text{s}$ 又はかんがい面積
300ヘクタール以上【神戸橋一部 西条市大町】

黒瀬ダムの関係河川使用者

利水者	区分	取水量等
住友共同電力(株) (黒瀬発電所)	発電	5.00m ³ /s(最大)
兎の山水利組合	農業用水	0.3m ³ /s(かんがい期) 0.2m ³ /s(非かんがい期)
愛媛県公営企業管理局 (西条工水)	工業用水	1.088m ³ /s(通年)
神戸橘一部土地改良区	農業用水	1.703m ³ /s(かんがい期) 0.425m ³ /s(非かんがい期)
西条市大町土地改良区	農業用水	0.992m ³ /s(かんがい期) 0.480m ³ /s(非かんがい期)
(株)クラレ	工業用水	1.113m ³ /s(通年)
加茂川内水漁業協同組合	(内水面漁業)	—

上流利水者順に記載

貯留制限 (貯めない、取らない)

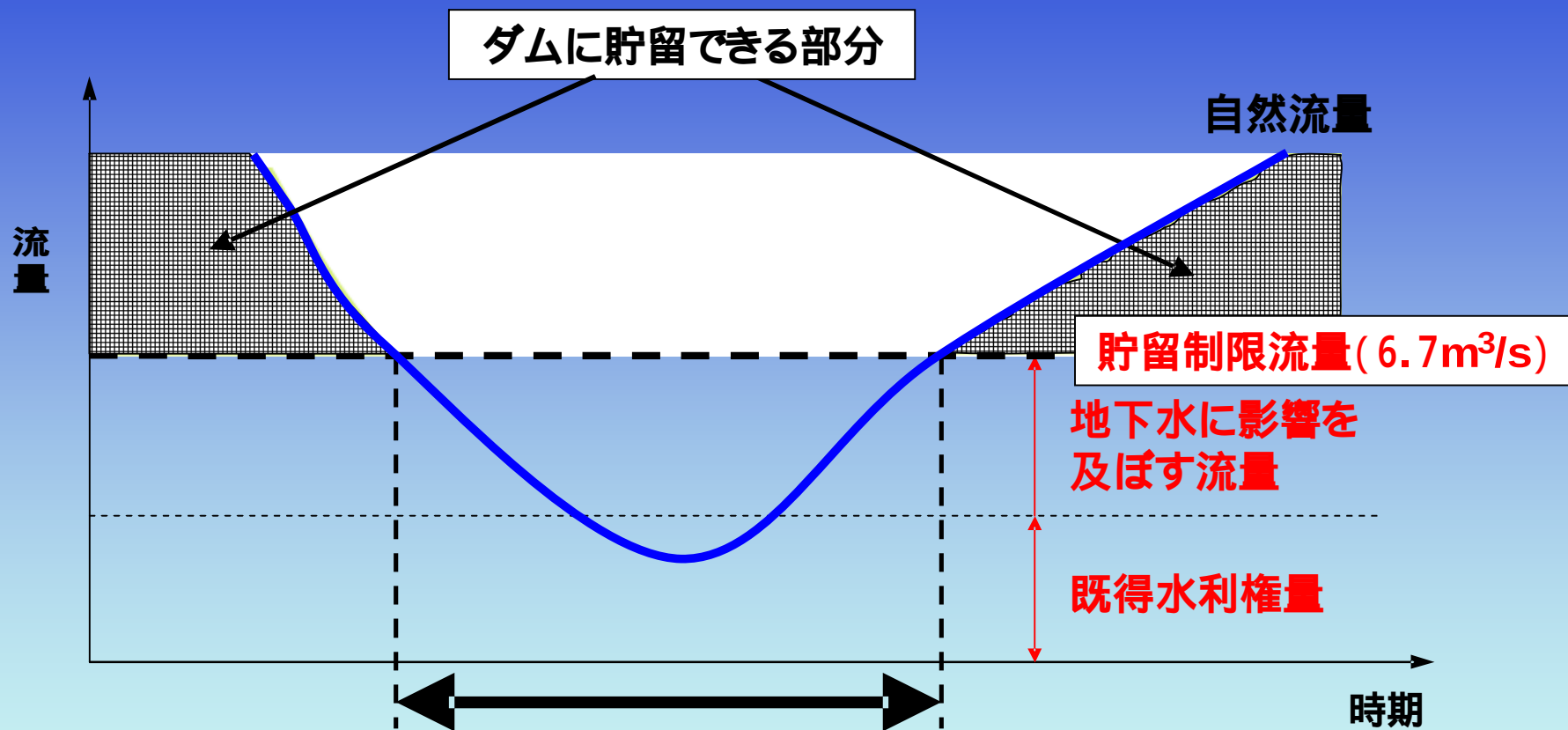
「貯留制限」とは、河川の水量があらかじめ定めた基準量以下の場合、**ダムに流入した水を貯留したり、取水したりしないで、自然のまま下流に流す(ダムがないのと同じ状態にする)操作。**

黒瀬ダムでは、長瀬地点の流量が、次の基準以下となる場合、貯留制限を行っている。

かんがい期(6月6日～9月30日) 6.7m³/s

非かんがい期(10月1日～6月5日) 4.0m³/s

黒瀬ダムの水利用のイメージ(かんがい期)



この時期は、黒瀬ダムに水は貯めていない。
この時期の取水は、取水日より前に発生した洪水等により黒瀬ダムに貯めた水をダムから放流している。

長瀬地点の自然流況(平成17年)

